

<所属所が積立貯金払込を報告する場合>

※定額預入の払込(異動)明細書は、**異動の有無にかかわらず毎月25日までに提出してください。**

	貯金者名	異動の理由	該当月	定額預入の額
払込例	共済 二郎	新規加入	10月から	3,000円
	共済 太郎	額の変更	9月まで	10,000円
			10月から	20,000円
	共済 花子	育児休業開始	9月まで	10,000円
	共済 月子	育児休業終了	10月から	0円
			9月まで	0円
共済 一郎	退職後任意継続組合員となり、継続加入	9月まで	30,000円	
		10月から	0円	



様式第6号

積立貯金払込(異動)明細書

広島県市町村職員共済組合理事長様

下記のとおり振り込みますので通知します。

△△△△年 △△月 △△日

所属所長 ○○市長 ○○ ○○

毎月の定額預入と特別預入は、それぞれ別の用紙に記入して報告してください。

定額	所属所番号	所属所名
特別	△△△	○○市

当月払込額	円
	△, △ △ △, △ △ △

前月払込額	定額分のみ記入	円
		△, △ △ △, △ △ △

特別預入の場合は、当月払込額のみ記入し、前月払込額の記入は不要です。

内 訳

異動の理由	組合員番号	名前	前月払込額 円	当月払込額 円	転入・転出所属所名	摘要
新規加入	△△△△	共済 二郎	0	3,000		
額の変更	△△△△	共済 太郎	10,000	20,000		
中断	△△△△	共済 花子	10,000	0		育休開始
再開	△△△△	共済 月子	0	5,000		育休終了
退職	△△△△	共済 一郎	30,000	0		継続加入
計			50,000	28,000		

定額預入の金額を変更できる月は、年2回、4月と10月のみです。

退職後、任意継続組合員の資格を取得し引き続き積立貯金を継続される場合は、摘要欄に「継続加入」と記入してください。

(注) 1 毎月の給料控除分(定額預入分)は定額に○印をつけ、特別預入分は特別に○印をつけてそれぞれで積立貯金払込(異動)明細書を作成する。
 2 異動の理由欄には、定額預入の場合、新規加入・額の変更・中断・再開・解約・退職・転入・転出の別を記入し、特別預入の場合は特別預入と記入する。
 3 定額預入の場合、払込額が前月と同額るとき(異動のないとき)は、内訳欄の記入を要しない。
 4 摘要欄には、中断・再開の理由、継続加入等を記入する。